

名義後援・共催（環境学習・環境保全）取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市が環境学習、環境保全等に係る各種事業についての後援又は共催名義の使用承認基準及び手続き等について必要な事項を定める。

（申請）

第2条 西宮市の後援又は共催名義の使用承認を受けようとする主催者は、別に定める様式（様式1号）により申請するものとする。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により申請があった場合、当該申請書をもって代えることができる。

（後援基準）

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次の各号に掲げる条件を備える場合には後援名義の使用を承認することができる。

- （1）一般市民を対象とした事業（市民がその行事に参加又は見学できるもの）であること。
- （2）市内の環境学習、環境保全等に寄与するものであること。
- （3）宣伝又は営利を目的としたものでない（実費等参加費を徴収するときは、その額が適当である）こと。
- （4）市の施策にあつたもので特に政治・宗教活動に利用される恐れがないこと。
- （5）原則として、開催地が市内であるもの。
- （6）開催日時や場所が適切であるもの。また、開催場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備を備え、安全が確保される公共性の高い場所であること。
- （7）第8条の規定により、承認を取り消されたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に不相当と認めたものは、後援名義の使用を承認しないものとする。

（共催基準）

第4条 市長は、前条に加え、次の各号に掲げる条件を満たすものについては、共催名義の使用を承認することができる。

- （1）国、地方公共団体、又は全市的な組織を持つ団体が主催すること。
- （2）事務又は経費の分担があり、その範囲が明確であること。
- （3）市の意見が反映されること。

(承認)

第5条 市長は、前条の規定により、後援又は共催名義の使用を承認するときは、申請を行った団体に対して別に定める様式(様式2号)により通知する。

(名義使用上の条件)

第6条 市長は、後援又は共催名義の承認に際して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
- (2) 申請内容に変更のあった場合は直ちに届出ること。
- (3) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。また、その際、市は一切の責任を負わない。
- (4) その他特に必要と認める事項。

(事業報告)

第7条 後援及び共催名義の承認を受けた団体は、事業終了後すみやかに別に定める様式(様式3号)により事業実施報告をしなければならない。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により事業実施報告があった場合、当該報告書をもって代えることができる。

(承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定による申請の内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項、名義使用上の条件に反する場合
- (3) その他市長が不適切と判断した場合

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

